

調査レポート

2015
4

No.225

- 道内経済の動き
- 「信託」を活用した相続・贈与・事業承継
- 平成26年度北洋銀行ドリーム基金助成金の贈呈
- 駐在員事務所 現地トピックス
- 上海の老人介護施設の視察について

● 目 次 ●

| | |
|----------------------------------|----|
| 道内経済の動き | 1 |
| 経営のアドバイス：「信託」を活用した相続・贈与・事業承継 | 6 |
| インフォメーション：平成26年度北洋銀行ドリーム基金助成金の贈呈 | 16 |
| アジアニュース：駐在員事務所 現地トピックス | 17 |
| 上海の老人介護施設の視察について | 18 |
| 私募債発行企業のご紹介 | 21 |
| 主要経済指標 | 22 |

道内経済の動き

道内景気は、持ち直しの動きがみられる。

需要面をみると、個人消費は、飲食料品等が前年実績を上回るものの、自動車販売等で駆け込み需要の反動減の影響が残っている。住宅投資は、前年を下回っている。設備投資は、ゆるやかに持ち直している。公共投資は、年度累計では前年を下回っている。観光は、国内客、海外客ともに増加している。輸出は、アジアや中南米向けなどが増加している。

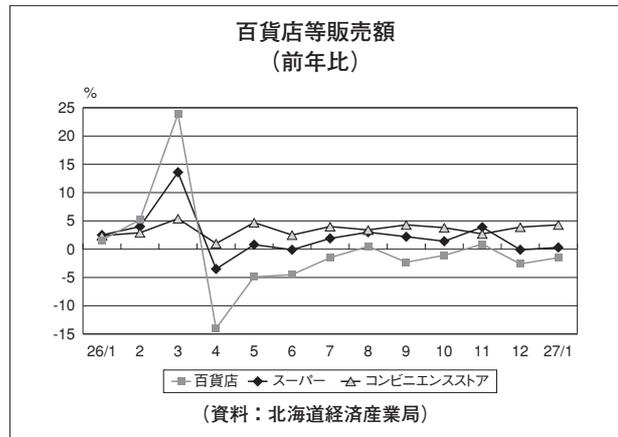
生産活動は下げ止まりの動きがみられる。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いている。企業倒産は、負債金額は増加したが、件数は横ばいと低水準が続いている。

①大型小売店販売額～2か月連続で減少

1月の大型小売店販売額（全店ベース、前年比▲0.1%）は、2か月連続で前年を下回った。

百貨店（前年比▲1.5%）は、衣料品、身の回り品、飲食料品が前年を下回った。スーパー（同+0.3%）は、衣料品、身の回り品、その他の品目が前年を下回ったが、飲食料品が前年を上回った。

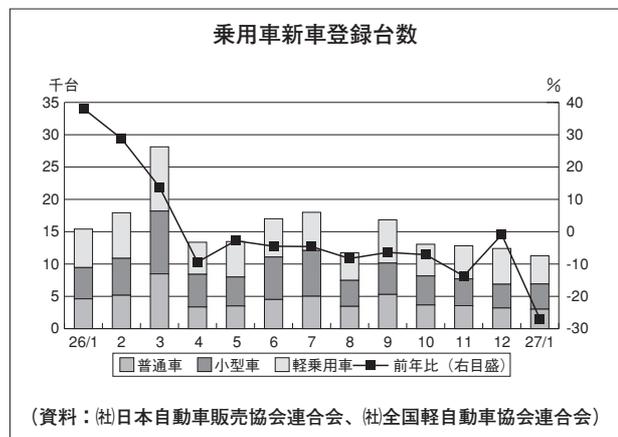
コンビニエンスストア（前年比+4.3%）は、16か月連続で前年を上回った。



②乗用車新車登録台数～10か月連続で減少

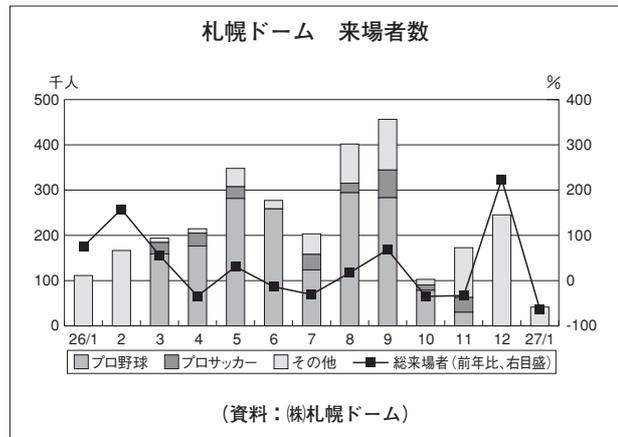
1月の乗用車新車登録台数は、11,269台（前年比▲26.9.%）と10か月連続で前年を下回った。車種別では、普通車（同▲34.7%）、小型車（同▲19.4%）、軽乗用車（同▲26.9%）いずれも減少した。

平成26年度累計（10か月間）では、139,985台（前年比▲8.5%）と前年を下回って推移している。普通車（同▲7.9%）、小型車（同▲10.9%）、軽乗用車（同▲6.5%）いずれも前年を下回っている。



③札幌ドーム来場者～2か月ぶりに減少

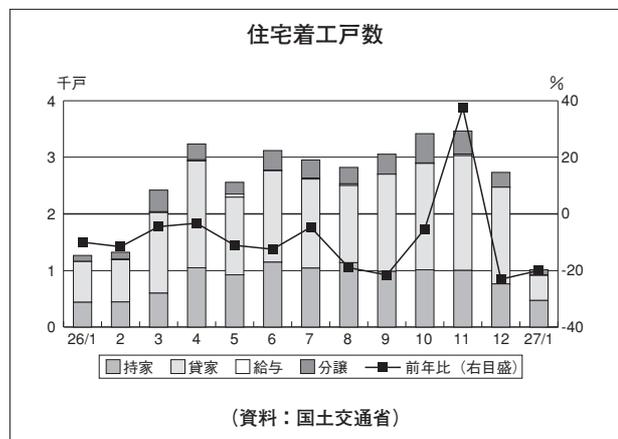
1月の札幌ドームへの来場者数は42千人（前年比▲62.7%）と2か月ぶりに前年を下回った。プロ野球、プロサッカーとも試合開催は無かった。大規模イベントの開催が減少し、その他が42千人（同▲62.7%）だった。



④住宅投資～2か月連続で減少

1月の新設住宅着工戸数は、1,013戸（前年比▲20.0%）と2か月連続で前年を下回った。利用関係別では、持家（同+7.3%）は増加したが、貸家（同▲38.5%）、分譲（同▲14.8%）が減少した。

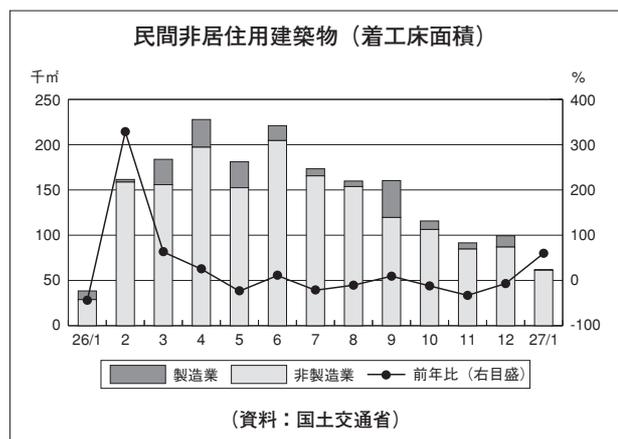
平成26年度累計（10か月間）では、28,377戸（前年比▲9.1%）と前年を下回って推移している。利用関係別では、貸家（同+1.7%）は増加しているが、持家（同▲22.3%）、分譲（同▲9.5%）が減少している。



⑤民間設備投資～4か月ぶりに増加

1月の民間非居住用建築物着工床面積は、61,792m²（前年比+60.8%）と4か月ぶりに前年を上回った。業種別では、製造業（同▲94.8%）は前年を下回ったが、非製造業（同+112.4%）が前年を上回った。

平成26年度累計（10か月間）では、1,491,824m²（前年比▲4.7%）と前年を下回って推移している。業種別では、製造業（同+15.4%）は前年を上回っているが、非製造業（同▲6.6%）は前年を下回っている。

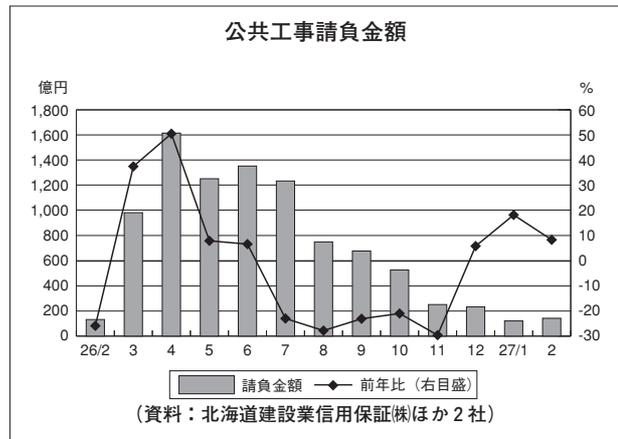


⑥公共投資～3か月連続で増加

2月の公共工事請負金額は、142億円（前年比+8.3%）と3か月連続で前年を上回った。

発注者別では、北海道（前年比▲10.3%）は前年を下回ったが、国（同+66.5%）、市町村（同+47.0%）が前年を上回った。

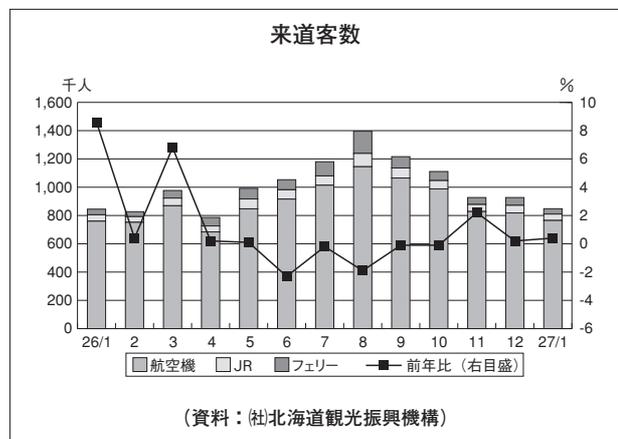
平成26年度累計（11か月間）では、請負金額8,154億円（前年比▲4.0%）と前年を下回って推移している。



⑦来道客数～3か月連続で前年を上回る

1月の国内輸送機関利用による来道客数は、848千人（前年比+0.4%）と3か月連続で前年を上回った。輸送機関別では、フェリー（同▲5.0%）は前年を下回ったが、航空機（同+0.6%）、JR（同+2.0%）が前年を上回った。

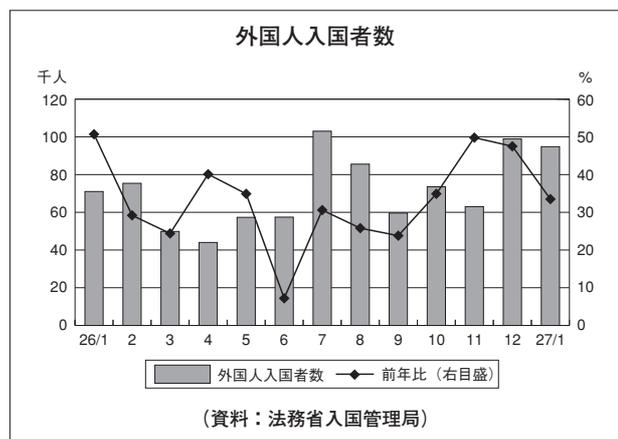
平成26年度累計（10か月間）では、10,436千人と前年を0.3%下回っている。



⑧外国人入国者数～24か月連続で増加

1月の道内空港・港湾への外国人入国者数は、94,803人（前年比+33.5%）と24か月連続で増加した。平成26年度累計（10か月間）では、737,240人（同+32.3%）と前年を上回って推移している。

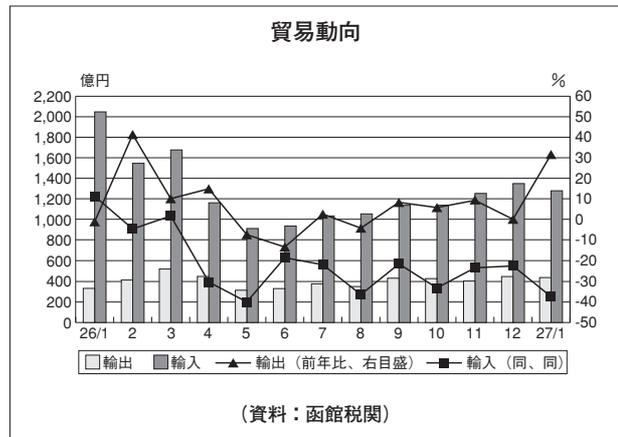
1月の新千歳空港国際線の輸送旅客数は前年に比べ30.9%増加した。路線別では、香港線、ソウル線などが増加した。



⑨貿易動向～輸出は5か月連続で増加

1月の道内貿易額は、輸出が前年比31.7%増の437億円、輸入が同37.4%減の1,281億円となった。

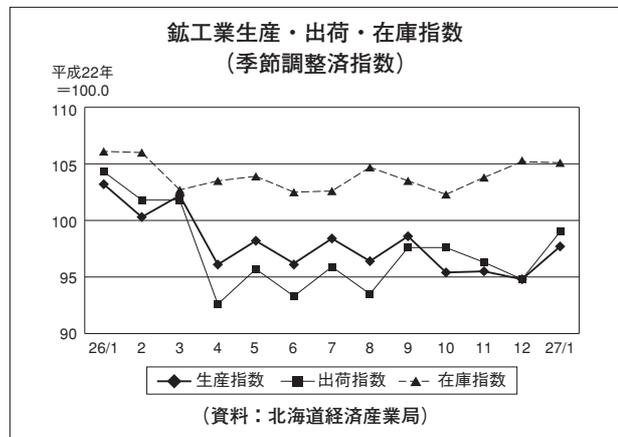
輸出は、船舶や一般機械、魚介類及び同調製品などが増加し、5か月連続で前年を上回った。輸入は、製油所の再編から原油及び粗油が大幅に減少するなどし、10か月連続で前年を下回った。



⑩鉱工業生産～2か月ぶりに上昇

1月の鉱工業生産指数は97.7（前月比+3.1%）と2か月ぶりに上昇した。前年比（原指数）では▲6.0%と10か月連続で低下した。

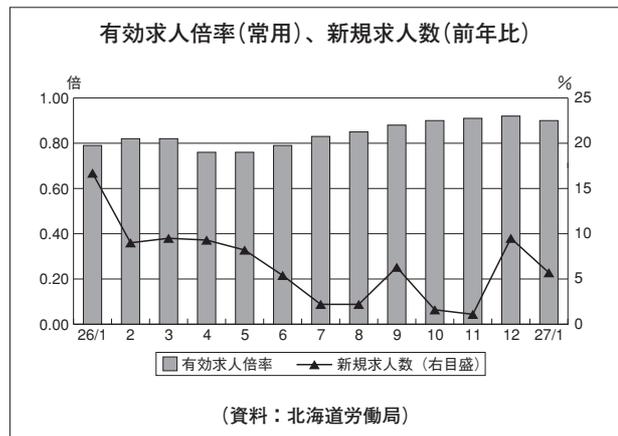
業種別では、前月に比べ、その他工業、化学工業など5業種が低下したが、輸送機械工業、食料品工業、窯業・土石製品工業など11業種が上昇した。



⑪雇用情勢～改善が続く

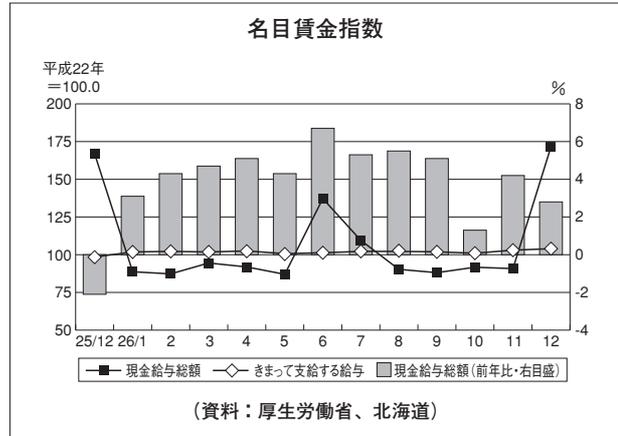
1月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.90倍（前年比+0.11ポイント）と60か月連続で前年を上回った。

新規求人数は、前年比5.7%の増加となり、60か月連続して前年を上回った。業種別では、医療・福祉（前年比+8.4%）、卸売業・小売業（同+9.8%）、情報通信業（同+41.8%）などが増加した。



⑫名目賃金指数～12か月連続で上昇

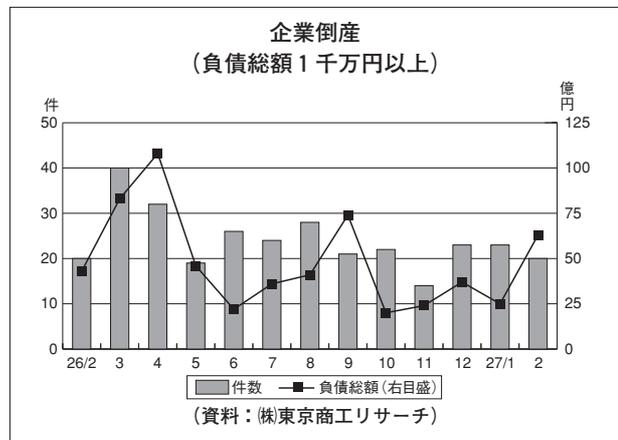
12月の名目賃金指数は、現金給与総額が171.6（前年比+2.8%）となり、12か月連続で前年を上回った。現金給与総額のうちきまって支給する給与は104.0（同+5.6%）となり、12か月連続で前年を上回った。



⑬倒産動向～件数は横ばい、負債総額は増加

2月の企業倒産は、件数が20件（前年比±0.0%）、負債総額が63億円（同+45.4%）となった。件数は前年比横ばい、負債総額は2か月ぶりに前年を上回った。

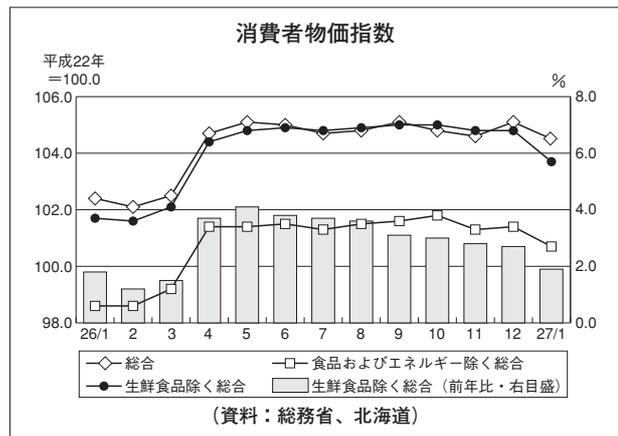
業種別では、不動産業が5件、建設業、サービス・他がそれぞれ4件などとなった。



⑭消費者物価指数～21か月連続で上昇

1月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は103.7（前年比+1.9%）と、21か月連続で前年を上回った。

費目別では、食料（前年比+4.2%）、教養・娯楽（同+3.9%）など、10大費目のうち9費目で前年を上回った。



「信託」を活用した 相続・贈与・事業承継

あすか税理士法人
代表社員税理士・法学博士 川股 修二

「信託」と「一般社団法人」は、いずれも近年、法律の大改正がありました。これらの制度を活用して財産承継対策が今までとは異なる様相を呈しています。そこで、本稿では家族の間で契約する「信託」について解説し、相続税の課税が生じない「一般社団法人」については、稿を改めてご紹介します。

「信託」というと、信託銀行や信託会社が受託者となる、いわゆる「商事信託」を連想する方が大多数だと思います。ところが、平成19年の大改正によって、家族信託や同族会社などが受託者となる、いわゆる「民事信託」が財産承継対策として活用しやすくなりました。

「信託」は決して特効薬という制度ではありません。しかし、今までの制度では対策が難しいと思われていた場面でも、これらの制度を利用すれば簡単に解決できる場面が多く考えられます。したがって、これからは「ちょっと気になるけど、難しそうだ」と思われがちな「信託」の制度に関する知識が必要不可欠になると感じています。

【信託とは】

1. 概要

「信託」とは、財産を有する人（委託者）が一定の目的のために、信託行為（信託契約・遺言・自己信託）によって信頼できる人（受託者）に対して財産を移転し、その受託者は委託者の設定した信託目的に従って、ある人（受益者）のためにその移転を受けた財産（信託財産）の管理・処分等をする法律関係を言います。

2. 信託の登場人物

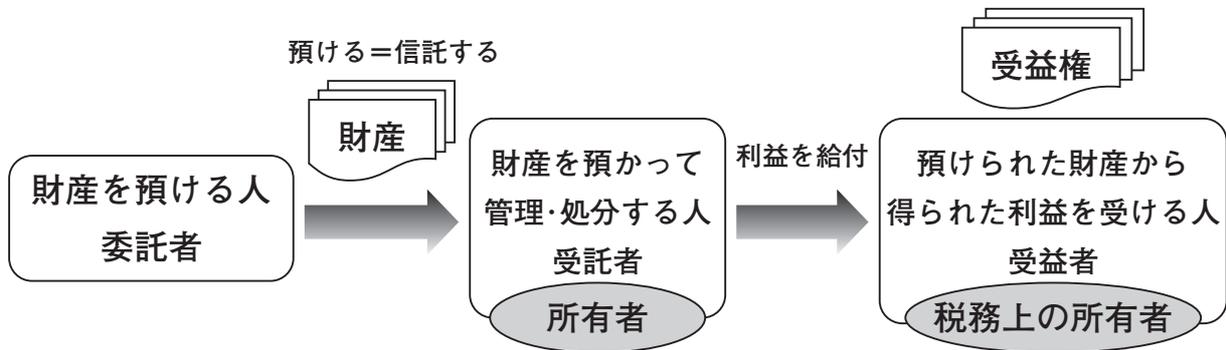
信託では基本的な登場人物として「委託者」「受託者」「受益者」の3人が登場します。委託者・受託者・受益者はそれぞれ、次のような者ということが出来ます。

委託者：信託財産もとの所有者で、信託を設定する者

受託者：委託者から信託財産の移転を受け、信託財産の管理・処分等を託された者

受益者：信託財産から生じる利益を受ける者

信託の仕組み



◇ 預けられた財産から得られる利益を得る権利を受益権と言います。

ここでおさえておくべきポイントとしては、次の点です。

① 民法上の所有者は受託者

信託の設定により、民法上、信託財産の所有者は受託者となります。

② 税務上の所有者は受益者

信託財産から生じる利益は、実質的には受託者ではなく受益者が受けるため、税務上はその実質を重視し、受益者が所有者とみなされます。つまり、信託財産に属する資産・負債は受益者が所有しているものとみなして、信託財産に係る収益・費用は受益者に帰属することになります。

この他にも信託の登場人物として、受益者のために受託者を監視する「信託管理人」、受益者のために受益者の権利を行使する「受益者代理人」、受託者が行う信託財産の管理処分等について、同意・指図を行う権利を持つ「同意者・指図権者」、受益者が現に存在しない場合において、受益者のために受益者の権利を行使することができる「信託管理人」なども任意で設定することができます。

3. 委託者・受託者・受益者の兼任

(1) 委託者と受益者

委託者と受益者は、同一の者が兼任することができます。

このように、委託者と受益者が同一である信託を「自益信託」といいます。

また、委託者と受託者が異なる信託は「他益信託」といいます。

(2) 委託者と受託者

委託者と受託者も、同一の者が兼任することができます。

このように、委託者が自らを受託者として設定する信託を「自己信託」といいます。

(3) 受託者と受益者

受託者が受益者を兼ねることは基本的には認められていません。ただし、単独の受託者を複

数いる受益者の一人とする信託を設定することは可能です。しかし、信託開始後に後発的な理由により単独の受託者が唯一の受益者となってしまった場合には、その状態が1年以上継続すると信託は終了するものとされています。

4. 民事信託と商事信託

信託と聞いたときに、まず、信託銀行や信託会社をイメージされる方が多いかもしれません。このように、信託銀行等が営業として受託者となる信託を「商事信託」といいます。

「営業として」とは営利を目的として、不特定多数の者を相手に、反復継続して行われる行為のことをいい、商業信託を行う際には内閣総理大臣の免許を受ける必要があります。

これに対して、営利を目的とせず特定の者から1回だけ信託を受託しようとする信託を「民事信託」といいます。

民事信託には免許は不要であり、誰でも気軽に円滑円満な財産管理や財産承継の仕組み作りに信託を活用することができます。

5. 信託の機能

信託の主な機能としては、「財産管理機能」、「転換機能」、「倒産隔離機能」の3つの機能があります。これらの機能を活用することにより、信託は様々な目的に対応する仕組みとして利用されています。

(1) 財産管理機能

信託では、委託者や受益者に代わり、専門家である受託者に財産の管理・処分を委ねることができます。なお、受託者は、信託目的の範囲内でこれを行使しなければならないので、信託期間中は、委託者の意思が忠実に反映されることになります。

(2) 転換機能

信託することにより信託財産が受益権という権利となり、信託目的に応じ、その財産の属性や数、財産権の性状などを転換することができます。

具体的には、「効率的な運用を行うため、多数の者が信託した金銭をまとめる」、「投資しやすくするため、大きな信託財産を小口化する」、「流通しやすくするため、不動産などの信託財産を受益権にする」ことなどが可能になります。

(3) 倒産隔離機能

信託された財産は委託者から受託者に移転し、委託者の名義ではなく受託者の名義となることから、委託者が倒産しても信託財産はその影響を受けません。

また、信託財産は、信託の目的に従って管理・処分される財産として受託者の固有財産と分けて管理しなければならないため、受託者が倒産しても信託財産は影響を受けません。

【信託の設定から終了・清算】

1. 信託の設定

信託の設定は、「信託契約」、「遺言」、「自己信託」の3つの方法のいずれかにより行われます。なお、信託を設定するこれらの方法を総称して「信託行為」といいます。

(1) 信託契約

信託契約による信託の設定とは、委託者と受託者が合意をして契約を締結する方法です。ここでは、受益者は契約当事者となっていません。受益者は利益を受けるものであって損をするものではないことから、法律上は契約当事者にならなくても問題がないと考えられたためです。

そして、効力も委託者と受託者の契約の締結のみで発生します。そのため、受益者が受益権を取得したと知らないような信託が設定された場合には、原則として受託者から受益者に受益者となった旨を伝えなければならないことになっています。そして、委託者が受益者に受益者となった旨を伝えたくないのであれば、伝えたくない旨の条項を信託契約に盛り込む必要があります。ただし、そのような条項を信託契約に盛り込んだ場合であっても、贈与税の基礎控除額（年間110万円）を超えるような財産を無償で他益信託として設定したときは、受益者は贈与税の申告が必要となるため注意が必要です。

また、受益者に指定された者が受益者になりたくない場合には、受益者が受益権を放棄することも認められています。

(2) 遺言

遺言による信託の設定とは、遺言書の中に信託の内容を盛り込むというものです。遺言書の中で設定するので、遺言自体が有効な方法で作成される必要があります。

信託の効力が生じるのは、遺言の効力が発生したときですので、遺言により信託の受益者となった者は、信託財産を遺言（遺贈）により取得したものとして取り扱われます。

(3) 自己信託（信託宣言）

自己信託（信託宣言）とは、委託者自身が受託者となる信託であり、契約当事者が1人ですので、委託者単独の意思表示により信託をする方法です。自己信託は単独で完結する行為なので、信託の内容が不明確になってしまうことがあります。そのため、債権者保護や制度の乱用防止といった見地から、公正証書で作成するなど公正な場を利用して、信託を宣言する方法により効力を発生させる必要があります。

なお、自己信託以外の方法により信託する場合には、公正証書によらなくても信託の効力に影響はありませんが、信託の内容について詳細な定めをする必要があることも少なくないので書面で信託の内容を明確にしておいたほうがよいでしょう。

2. 信託の内容の変更

信託の内容はその効力発生後も変更することができます。

信託の内容の変更は、原則として、委託者・受託者・受益者の三者の合意が必要となりますが、次のような例外もあります。

(1) 信託目的に反しないことが明らかな場合

信託目的に反しないことが明らかである場合には、委託者抜きで（受託者及び受益者の合意によって）変更することができます。また、信託目的に反しないことが明らかである場合において、受益者の利益に適合することが明らかなきは受託者のみの意思表示によって変更することができ、受託者の利益を害しないことが明らかであるときは受益者のみの意思表示によって変更することができます。

(2) 受託者の利益を害しないことが明らかな場合

信託目的に反しないことが明らかとはいえない場合であっても、受託者の利益を害しないことが明らかであれば、委託者と受益者の意思表示によって変更することができます。

(3) 信託行為に別段の定めがある場合

上記にかかわらず、信託行為において変更に関する別段の定めを設けることができます。

例えば、信託行為に「委託者しか変更することができない」とか、「委託者と受託者の合意がなければ変更できない」という別段の定めをしておけば、変更しにくい設計にすることができます。

また、変更しようとした時点において、委託者がすでに亡くなっていてその地位が相続されていない場合等、委託者が現に存在しない場合には、委託者の合意が必要となる信託内容の変更はできません。つまり、委託者の死亡後は別段の定めがないと、(1)のパターンの変更しかできなくなるため、柔軟性のある信託にしたい場合には、別段の定めが必要となります。

3. 信託の終了

信託は次の事由が発生した時点で終了します。終了事由としては次のものがあります。

- (1) 委託者及び受益者が合意したとき
- (2) 信託行為において定めた終了事由が生じたとき
- (3) 信託の目的を達成したとき又は達成できなくなったとき
- (4) 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき
- (5) 受託者が欠けて、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき
- (6) 信託財産が費用等の償還等に不足していることを理由に、受託者が信託を終了させたとき
- (7) 信託の併合がされたとき
- (8) 特別の事情による信託の終了を命ずる裁判等があったとき
- (9) 信託財産についての破産開始手続き開始の決定があったとき
- (10) 委託者が破産開始手続き開始の決定、再生手続開始の決定または更生手続開始の決定を受けた場合において、信託契約の解除がされたとき
- (11) 不法目的で信託がされた場合等において、利害関係人の申立てにより、裁判所が公益確保のために信託の終了を命じたとき

上記の事由により信託が終了しても、清算が終了するまで存続するものとみなされ、終了以後の受託者には、清算受託者としての職務と権限等があります。

4. 信託の清算

信託の終了事由が生じた場合には、信託の併合及び信託財産の破産開始手続開始の決定によって終了した場合を除いて、清算受託者は次の手続きを行い、信託を清算し終了しなければなりません。

(1) 清算受託者の職務の遂行

- ①現務の結了
- ②信託財産に属する債権の取り立て及び信託債権に係る債務の弁済
- ③受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く）に係る債務の弁済
- ④残余財産の給付

(2) 最終の計算の承認

清算受託者は、上記①の職務を終了したときは、遅滞なく信託事務に関する最終の計算を行い、信託が終了した時の受益者（信託管理人がいる場合は信託管理人）及び帰属権利者のすべてに対して承認を求めなければなりません。

【委託者・受託者・受益者】

1. 委託者

(1) 委託者の権利

委託者は、信託行為の当事者であり信託の設定者といえますが、通常、信託が設定された後は、必ずしも必要とされる存在ではありません。信託設定後においては、信託関係は原則として、受託者と受益者との間で形成されるものであり、委託者は信託目的の達成についてのみ特別の利害関係を有するものと考えられるためです。

このような考え方から、委託者の権利は信託の利害関係人が一般に認められる権利のほか、信託に関する報告請求権、受託者及び信託管理人等の選任・解任及び辞任に関する権利、信託の分割・併合・終了に関する権利に限定されています。

ただし、信託行為により別段の定めをすることにより委託者の権利を強くすることも弱くすることもできます。

(2) 委託者の地位の移転・相続

委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得るか、信託行為に定めた方法に従って、第三者に移転することができます。

委託者が死亡した場合には、遺言信託のときは、原則として委託者の地位は相続されませんが、信託契約や自己信託の場合には原則として委託者の地位が相続されると考えられています。

2. 受託者

(1) 受託者の義務

受託者は、信託に関する事務を実際に遂行するものであり、信託の目的が達成されるためには、受託者において信託の目的に従い誠実に信託事務を行うことが必要不可欠であり、そのため、信託法では、受託者についてさまざまな義務や責任が定められています。

受託者の主な義務は次のとおりです。

① 善管注意義務

受託者は信託の本質に従って、善良な管理者の注意を持って信託事務を処理しなければならない。(信託法29条)

② 忠実義務

受託者は受益者のため、忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。(信託法30条)

③ 利益相反行為の制限

受託者は、信託行為において認められている場合や受益者の承認を得た場合等を除き、信託財産を固有財産に帰属させたり、他の信託の信託財産に帰属させたり、固有財産を信託財産に帰属させたりすることはできない。(信託法31条)

④ 公平義務

受益者が二人以上ある場合には、受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない。(信託法33条)

⑤ 分別管理義務

受託者は、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを、分別して管理しなければならない。(信託法34条)

⑥ 信託事務の処理に状況についての報告義務

受託者は、委託者又は受益者からの求めに応じ、信託事務の処理の状況等を報告しなければならない。(信託法36条)

⑦ 帳簿の作成等、報告及び保存の義務

受託者は、一定の帳簿等を作成または取得し、かつ一定期間保存する必要があります。また、財産状況開示資料については受益者に報告する必要があります。(信託法37条)

(2) 受託者の責任

受託者の主な責任は次のとおりです。

① 受託者の損失てん補責任等

受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失や変更が生じた場合には、受託者は、受益者からの請求により、その損失てん補や原状回復をする責任を負います。

② 法人である受託者の役員連帯責任

受託者が法人である場合において、その法人が上記①の責任を負うときは、その法人の取締役等の役員は、その法人が行った法令や信託行為の定め違反する行為につき悪意または重大

な過失があるときは、受益者に対し、その法人と連帯して、損失のてん補又は原状の回復をする責任を負います。

(3) 信託事務の処理の第三者への委任

受託者は、委託者との信頼関係に基づき信託事務を行う以上、受託者自身が信託事務を行うのが原則であります。一定の場合には第三者に委託することができます。

信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は信託目的に照らして適切な者に委託し、かつ、その第三者に対し必要かつ適切な監督をしなければなりません。

信託事務の委託先で何か問題が発生した場合に、受託者が損失てん補責任を負うかどうかは、受託者がこの選任責任義務を十分に果たしていたかどうか判断されることとなるので注意が必要です。

ただし、信託行為の定めにより指名された第三者、または信託行為の定めに基づき委託者もしくは受益者が指名した第三者については、受託者に選任監督義務はありません。ただし、委託先が不適任、不誠実であることまたは事務処理が不相当であることを知ったときは、受益者に対する通知等の必要な義務のみを負うものとされています。

(4) 受託者の任務終了と受託者の変更

信託法56条1項では、受託者の任務終了事由を次のように定めています。

- ①信託の清算終了
- ②受託者の死亡
- ③受託者の後見又は保佐の開始
- ④受託者の破産手続開始決定（例外あり）
- ⑤受託者の解散（合併による解散の場合を除く）
- ⑥受託者の解任または辞任
- ⑦信託行為によって定めた事由

これらの場合において、①の場合には信託自体がなくなってしまうので問題はありませんが、それ以外の場合には信託は存続しますから、後任の受託者選任や、信託事務の引き継ぎ等の問題が生じます。新受託者の選任方法については信託法62条に規定があり、まず、信託行為に新受託者選任に関する定めがあるときはその定めに従います。信託行為に定めがないときや信託行為に定められた新受託者が信託の引受を拒否したような場合には、委託者と受託者の合意により新受託者を選任することができます。

(5) 受託者が破産した場合

受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、その決定は信託財産には影響を与えません。受託者が再生手続開始の決定を受けた場合や、更生手続開始の決定を受けた場合も同様です。これは、信託の倒産隔離機能が働き、信託財産が委託者、受託者双方の固有財産から独立した財産とされているためです。ただし、受託者が破産開始の決定を受けた場合には、受託者の任務は自動的に終了してしまいます。また、委託者が破産した場合も同様に信託の倒産隔離機能が働きます。一方、受益者が破産した場合には、「受益権」は「財産」であるため、

受益権は債権者の差し押さえの対象となります。

3. 受益者

(1) 受益者の権利

信託行為によって受益者と指定された者は、受益の意思表示など特段の行為を要することなく、当然に「受益権」を取得します。信託財産の民法上の所有者は受託者ですが、受益権は、①信託財産から一定の給付を受ける権利（受益債権）と②受益債権を確保するために、受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利からなっています。

上記②の権利の代表的なものとしては次のものが挙げられます。

- a. 信託に関する意思決定権（受託者辞任の承諾、受託者の解任、新受託者の選任、信託監督人や受益代理人の選任、信託の変更や併合、分割、終了に関する合意、受託者の損失てん補責任の免除など）
- b. 信託事務の処理状況についての報告請求権
- c. 帳簿等の閲覧請求権、受託者の権限違反行為や利益相反行為の取消権
- d. 受託者による法令違反行為等の差し止め請求権、受託者等に対する損失てん補請求権など

(2) 受益者の資格要件

受益者となる資格や要件に定めはありません。信託財産の管理・処分等は、信託行為で定められた方法に従って受託者が行うため、判断能力がしっかりしている人はもちろん重度の知的障害を持つ方や認知症の方等であっても受益者となり、利益を受けることができます。ただし、受益権は(1)で述べたように、①受益債権だけでなく、②受益債権を確保するために受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利もあるため、受益者の判断能力が欠ける場合には前述の a～d の権利行使が難しくなりますので、その場合には受益者代理人を活用するのが望ましいでしょう。

(3) 受益者が複数いる場合

受益者は、同時に複数定めることが可能です。受益者が二人以上いる場合、受益者による意思決定は、報告請求や帳簿等の閲覧請求権など一定のものを除き、受益者の全員一致で行うのが原則ですが、信託行為に定めを置くことで受益者集会による多数決による意思決定をすることが認められています。

また受益者が死亡した場合等には、次の受益者をあらかじめ定めておくことも可能です。このような信託を「受益者連続型信託」といいます。受益者連続型信託には、受益権の承継回数に制限はなく、順次受益者を指定することができます。また、信託設定時に受益者が現存している必要はなく、まだ生まれていない孫等を受益者として定めておくことも可能です。ただし、受益者連続型信託の信託期間には限りがあり、「最初の信託開始から三十年を経過後に新たに受益権を取得した受益者が死亡した時点」で信託は終了します。つまり、三十年経過後は受益権の新たな承継は、一度しか認められないということです。

(4) 受益権の譲渡と放棄等

受益者は、その性質上により譲渡することができない場合や信託行為によって譲渡禁止の特約を設けた場合などを除いて、受益者が有する受益権を譲渡することができ、質権の設定も可能であるとされています。

譲渡等をする場合には、受託者に対して通知をし、又は受託者が承諾しなければ、受託者その他第三者に対抗することはできず、第三者に対しては確定日付のある証書による通知または承諾がなければなりません。

また、受益者は、信託行為の当事者である場合を除き、その受益権を放棄することもできます。

受託者に対して、受益権を放棄する旨の意思表示をすると、受益者は当初より受益権を有していなかったものとみなされます。受益者が受益権を放棄すると、次順位の受益者、又は権利帰属者等が受益権を承継することになります。

<参考文献>

坂本隆志「図解 いちばんやさしい信託と信託法の本」(日本実業出版社)

宮田房江「図解 相続対策で信託・一般社団法人を使いこなす」(中央経済社)



あすか
税理士法人

0120-166-690
<http://www.asuka-zeirishi.com/>

あすか税理士法人

検索

◎札幌・千歳エリアを中心に4拠点

あすか税理士法人 大通Forte (相続・贈与相談センター)

札幌市中央区南1条西10丁目4番地163 スペチアーレ・ブリーモ1F 電話番号:011-218-1122

あすか税理士法人 新さっぽろ事務所

札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号 kawamata BLD 電話番号:011-801-7755

あすか税理士法人 大通事務所

札幌市中央区南1条西10丁目4番地第2タイムビル6F 電話番号:011-280-0022

あすか税理士法人 千歳事務所

千歳市千代田町2丁目15番 MARU A BLDG. 2F 電話番号:0123-40-1200

◎税理士多数在籍

あすか税理士法人は、9名の税理士が高い専門知識で幅広い分野に対応いたします。

特に相続・贈与の分野では、専門の女性税理士がきめ細かく質の高いサービスを提供いたします。

平成26年度北洋銀行ドリーム基金助成金の贈呈

公益財団法人北洋銀行中小企業新技術研究助成基金（理事長 横内龍三）は、平成27年3月19日(木)に平成26年度北洋銀行ドリーム基金助成金の贈呈式を行いました。

当基金は、平成元年に本道の中小企業等が行う新技術及び新製品の研究開発に対する助成を行い、道内産業の振興と企業の育成を通して、本道経済の発展と産業構造の変革に寄与することを目的に設立されました。これまでに累計で111件、総額1億1,100万円の助成を行ってきました。

今年度は、全道各地から72件の応募があり、厳正な審査の結果、下記10社を助成先として選定し、それぞれ100万円を贈呈いたしました。

平成26年度助成先・研究テーマ（会社名：50音順）

- (1) 株式会社 FJコンポジット（千歳市） 代表取締役 津島 栄樹 様
「IGBT（パワー半導体）向けDBC基板（セラミックス絶縁基板）の開発」
- (2) 清水勸業 株式会社（札幌市） 代表取締役 渡辺 洋人 様
「視認性に優れ手軽に設置可能な、流れる発光コーンバーの開発」
- (3) 株式会社 高田機械製作所（札幌市） 代表取締役 高田 和幸 様
「放射線を遮蔽する容器及び部材を低価格で量産できる技術の確立」
- (4) 田尻機械工業 株式会社（札幌市） 代表取締役社長 田尻 耕一 様
「馬鈴薯緑化抑制用LED灯の開発」
- (5) 株式会社 ティーピーパック（札幌市） 代表取締役 池川 和人 様
「商品企画・パッケージデザイン開発サービス「パケナビ（PAKENAVI）」の高度化」
- (6) 株式会社 特殊衣料（札幌市） 代表取締役社長 池田 啓子 様
「新しい構造体の緩衝材の開発」
- (7) 株式会社 ハイブリッジ（札幌市） 代表取締役 和島 達希 様
「小型金属部品のナノ微細化による高硬度化表面改質システムの開発」
- (8) プラント機工 株式会社（札幌市） 代表取締役 武下 勝美 様
「ハイブリッドSターンキルンの研究開発」
- (9) 北海バネ 株式会社（小樽市） 代表取締役社長 岸 俊之 様
「地中熱ヒートポンプ用インテグラル型熱交換器の開発」
- (10) 株式会社 三好製作所（室蘭市） 代表取締役会長 久保 洋一 様
「熱硬化性樹脂への光触媒コーティングにおける表面改質処理技術の開発」

（ご参考）

公益財団法人 北洋銀行中小企業新技術研究助成基金（愛称：北洋銀行ドリーム基金）

- ・理事長 横内 龍三
- ・基本財産 1億6,510万円
- ・設立 平成元年3月31日（平成25年4月1日 公益財団法人へ移行）

駐在員事務所 現地トピックス

【中国・上海】（上海駐在員事務所 所長 田中 雅啓）

上海最大の歩行者天国がある南京東路に日本の百貨店イメージを打ち出した「上海新世界大丸百貨」が2月8日にソフトオープンし、地下2階の食品街には菓子をメインとした道産食品売場「遊食樂園」が開設された。店舗は地下鉄駅から直結する入口の正面で多くの人の目を引く場所にあり、(株)柳月の「三方六」や(株)十勝野フロマージュのアイスクリーム、デリカファクトリー十勝(株)のパウンドケーキや冷凍ケーキ、カタラーナ等、十勝スイーツを中心に販売している。

道産食品の常設店は中国初。また、常温加工食品が中心の北海道物産展のマンネリ化に危機感を抱いているバイヤーの間では、賞味期限の短いスイーツを輸入できたことに対する驚きと、商品の幅が広がることへの歓迎をもって捉えられている。

売場を運営する会社によると、販売を人任せにせず、やる気があるメーカーに、当売場をアンテナショップとしてどんどん活用してもらいたいとのこと。なお、当百貨店では5月1日のグランドオープン時にジャパンフェアを開催する予定で、日本から食品や日用雑貨等の出展を募集している。

【中国・大連】（大連駐在員事務所 所長 高橋 智之）

大連市中心部の東側に位置する東港地区の開発が急ピッチで進んでいる。大連市政府肝いりの開発プロジェクトとして、数年前までは空き地だった場所に、国際会議場や公園が整備され、オフィスビルや五ツ星ホテル、高級マンションが相次いで建設された。

そして、現在建設中なのが、高さ518メートルの「緑地中心」。完成すれば中国東北地区NO.1の超高層ビルとなり、世界的にもブルジュ・ハリファ（828mドバイ）、上海中心（632m上海）、アブラージュ・アル・バイト・タワーズホテル棟（601mサウジアラビア・メッカ）に次ぐ4番目の高さとなる見込み。

建築現場で話を伺ったところ、基礎工事の最大深度は27.65メートルに達するとのこと。ビルには高級ホテルや世界的企業のヘッドオフィス、高級マンションやショッピングモールが入居する予定で、大連の新たなシンボルとなることが期待される。

【タイ・バンコク】（バンコク駐在員事務所 所長 平山 源）

2月25日～3月1日に「Thai International Travel Fair (TITF)」が開催され、ジャパングリーンには日本の自治体や観光事業者62団体が参加。北海道からも(株)星野リゾートトマムや北海道観光振興機構がブース出展し、小樽市や、小樽市・仁木町・積丹町・余市町の各観光協会、観光関連の民間企業なども参加した。北海道関連ブースは、最終日には準備したパンフレットやグッズが全てなくなる程の人気だった。

タイの展示会では情報発信・商談だけでなく、実際に旅行商品の販売も行なわれており、平日の夕方や土日には数多くのタイ人が会場を訪れていた。事前に調査した上で会場を訪れる人も多く、5月に1人で北海道旅行を計画しているというOLは、施設の入場料金、リーズナブルな値段のホテル、美味しいラーメン店など具体的な質問をして情報を入手していた。

バンコク市内では、5月に新千歳直行便を開設するタイ・エアアジアXの広告が至るところで見られる。4月11日～15日はソンクラン（タイの旧正月）、5月1日～5日も祝日で5連休となることもあり、今年の春以降も昨年以上に多くのタイ人が北海道を訪れると見込まれる。

上海の老人介護施設の視察について

北洋銀行上海駐在員事務所
 所長 田中 雅啓

上海市内にある日系とローカル系の2つの老人介護施設を視察しましたので、ご紹介します。

1. 上海礼愛頤養院（日系の入居施設）

（1）概要

上海市嘉定区にある日系の高齢者向け入居施設。日本で介護施設の運営等を手掛ける千葉県企業が、北京市に次ぐ中国2拠点目として中国企業との合弁で2013年12月に開設した。

同社は2000年に介護事業に参入。千葉や埼玉、東京を中心に、札幌市から福岡市に至る45拠点で介護サービスを展開中で、海外では中国のほか、2003年7月にタイ・バンコクに1拠点を設けている。

上海の施設は合弁先が所有していたリゾートホテルを改修したもの。敷地面積は20,000㎡、建物が4棟あり、総床面積は7,400㎡。部屋数は84室、定員数は238人。2棟は自立生活者向け、1棟は一部介護を要する者向け、新築の1棟が寝たきり者や認知症者向けとなっている。

入居者数は96人（うち、約40人が認知症）、男女半々で平均年齢84歳。地元の人が約半数。毎月の入居費用は1人3,300～8,100元（約63,000～154,000円）。入居者の年金収入は3,000～5,000元が多く、認知症のように入居費用が5,000元を超えるようだと、子供などの家族が一部負担している状況。

（2）施設内の様子

寝たきり者用の6人部屋には、フランスベッド社製の介護ベッドを完備。入浴室には、バスタブが上下に稼働してヘルパーの介助が容易な専用入浴機械が1台設置されていた。日本製で1台45万円（約855万円）と高価で中国の介護施設で導入しているのは珍しい。

自立生活者と一部要介護者用の棟では、入居者間でのトラブルを避けるため、夫婦を除き、現状2人部屋でも1人で利用させている。6畳ほどの部屋にベッド2つ、トイレや洗面台、エアコン、テレビ、木製家具等の備品あり。食事する部屋とシャワー室は別にある。さらに座ったまま浴びることのできるシャワー設備（1台1.2万元（約23万円）が約10台）もあるが、離れている為、あまり利用されていない。

このほか、軽い運動や映画鑑賞、麻雀のできる娛樂室や、パソコンの置かれた図書室、イベント室、厨房、売店等を内覧。医療スタッフは医師2名と看護師4名が24時間体制で常駐。医務室では各人の介護データや薬が管理され、投薬は本人任せにせず、施設の責任で施される。厨房では各人の食べられないもの等の書かれたボードがあり、各人に合わせて調理している。

（3）その他

イベント室では週1回、施設側による認知症防止の訓練と、入居者によるイベントが実施されている。また、食事に関して入居者の意見を聞く機会を設けて翌月のメニューに反映させている。

入居者の募集は、家族の勧め（口コミ）以外に、中国のインターネット検索最大手「百度」による広告や提携している病院からの紹介によるものも多い。ヘルパーの育成は日本の拠点から講師役を招きOJTを行っているが、人材レベルはまだ改善余地が多い。

中国合弁先は短期的な事業採算を優先しがちなので、日本の運営会社側では、長期的な視点で「介護」の理念やノウハウ、礼愛の知名度を浸透させることが先決である点を理解してもらうよう心掛けている。

2. 上海松江方松街道敬老院（ローカル系入居施設）

（1）概要

上海市松江區にあるローカル系の高齢者向け入居施設。まだ開設して5カ月。学生用賃貸マンションを改修した施設で、同じマンションが10棟ほど立ち並ぶ住宅地に立地する。松江方松政府が投資して施設を用意し、民間に運営を委託している。

総床面積は6,000㎡。定員数150人に対し、入居者数は60人。地元の方が中心で一人暮らしや何らかの援助を必要とする人が多い。所得水準は、松江區に住む年金生活者の中程度以下。毎月の入居費用は1人2,100～2,700元（約40,000～52,000円）。

（2）施設内の様子

全室南向きで1～3人部屋。2階と3階に自立生活者と要介護者、6階に寝たきりと認知症者が入居している。介護ベッドやトイレ、エアコン、テレビ、木製家具、緊急用コールシステム等の標準設備あり。1階が娯楽室やリハビリ室、閲覧室、厨房などの共用スペース。

礼愛頤養院との比較で言えば、部屋の広さや設備、清潔さ等に大差ないが、通路や共用スペースはやや狭い。また敷地も広くないため、外で散歩や運動する場所が少ない。最上階である6階に重度の方が暮らしている点は、災害時の迅速な避難等に不安を感じる。

地元政府が用意した設備なので、ハード面は他のローカル系より優れている。またスタッフは全て介護経験者で、リハビリ技師も他に先んじて採用している。全体的には松江區内で中レベルの水準と思われる。

（3）その他

王院長によると、日本の先進的な介護ノウハウや理念を積極的に導入してレベルアップしたいとのこと。具体的には、①日本の介護スタッフによる研修、②日本で使われているベッドやリハビリ器具などの設備、③リハビリ等のトレーニング手法、④栄養士等による調理指導、⑤災害防止や対応手法等。

上海市中心部では施設不足が顕著だが、郊外の松江區はまだ比較的多い。郊外に住みたくない、家を離れ施設に移りたくないといった高齢者の抵抗感は薄らいできており、家族に負担させたくないという動機から施設生活を選ぶ人が徐々に増えている。

3. まとめ

中国では高齢者人口が急速に増加しており、公表数字によると2013年末時点で総人口の約15%、2億人が60歳以上である。今後も高齢化は進み、2025年に3億人、2034年に4億人を突破するとみられる。特に都市部が顕著で、上海戸籍を持つ60歳以上の高齢者数は2013年末で前年比5.5%増の387万人余りに拡大、戸籍保有者全体の27.1%を占める。

政府は高齢者介護向けベッド増設の計画を打ち出し、税制面での優遇策等によって高齢者施設の設立・運営への民間資本、外資の参入を奨励している。急速な高齢化と「介護」の素地がなかった分、日本以上に施設や介護スタッフの不足は深刻化している。

今後、施設建設等は政府主導で加速されるだろうが、運営面では日本の先進的な技術・ノウハウを求める事例が増えてくると思われ、日本企業の高齢者ビジネスチャンスが広がると予想される。

現地価格調査 (2015年 3月)

(単位:円)

| 商品 | 単位 | 銘柄・産地 | 上海 | 大連 | バンコク | シンガポール | サハリン |
|-----------|-----------------|------------------|----------------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| 卵 | 0.5kg | 現地産 | 485 | 68~232 | 294 | 246 | 149~220 |
| 牛乳 | 1リットル | 現地産 | 252~530 | 36 (243ml) | 147 | 281 (830ml) | 102~226 |
| じゃがいも | 0.5kg | 現地産 | 125~247 | 71~112 | 220 | 114 (アメリカ産) | 68 |
| オレンジ | 0.5kg | アメリカ産 | 300 | 313 | 323 (1個) | 96 (1個) | 179 中国産 |
| 小麦粉 | 1kg | | 224 | 188 | 169 | 219 | 106 |
| ビール | 350ml | 日本メーカーA社製 | 110 | — | — | — | — |
| | 350ml | 日本メーカーB社製 | — | 104 | 176 | 290 | 232 |
| カップラーメン | 1個 | 日本メーカー製 | 89 | 123 | 276 | 140 | 354 |
| ミネラルウォーター | 550ml | | 34 | 34 | 25 | 140 | 31~82 |
| コーラ | 330ml | コカコーラ | 39 | 45 | 51 | 105 | 90 |
| ハンバーガー | 1個 | マクドナルド ビッグマック | 323 | 323 | 736 | 413 | — |
| タクシー初乗り | | | 266 | 190 | 136 | 316 | 394~492 |
| ガソリン | 1リットル | レギュラー | 142 | 116 | 114 | 237 | 75 |
| トイレットペーパー | 10巻 | 日本製 | 623 (現地製4巻) | 612 | 515 (現地製) | 571 | 281 (現地製4巻) |
| 乾電池 | 単三2本 | 米国製 | 150 (現地製) | 90 (現地製) | 349 | 278 | 157 |
| 洗濯洗剤 | 1kg | 日本製 | 257 (現地製) | 237 (現地製) | 441 | 240 | 620 |
| クリーニング代 | Yシャツ1枚 | 現地クリーニング店 | 190 | 285 | 294 | 351 | 394 |
| 電気料金 | 1kwh | 住居用 | 11 | 9 | 55 | 23 | 6 |
| 水道料金 | 1m ³ | 住居用 | 36 | 58 | 36 | 102 | 63 |
| 新聞 | 1部 | 一般紙 | 19 | 19 | 18 | 79 | 55 |
| バス | 市内均一区間 | | 38 | 19~38 | 29 | 87~184 | 33 |
| 地下鉄 | 初乗り | | 57 | — | 80 | 96~210 | — |
| 携帯 | 機種 | iPhone 5 S 16G | 89,165 | 83,459 | 87,032 | 86,835 | 68,930 |
| | 基本料金/月 | | 874 | 1,103 | 2,944 | 4,764 | 2,955 |
| | 通話料金/分 | | 4 | 4 | 2 | 13 | 2 |
| 映画チケット | 大人1名 | 時間帯により変動 | 1,046~2,662 | 1,141~1,521 | 736~1,656 | 1,010 | 394~886 |

【調査場所】 いずれも日本製品を扱う、比較的高級なスーパーマーケット。
 上海 カルフル古北店、しんせん館古北店、ローソン国際貿易中心店
 大連 カルフル西安路店、ローソン森ビル店
 バンコク トップス、フジスーパー
 シンガポール コールドストレージ、明治屋
 サハリン エジノサハリンスク市シティモール、携帯電話ショップ「スヴィズノイ」

【換算レート】 2015年2月27日仲値
 1中国元=19.02円 1タイバーツ=3.68円 1シンガポールドル=87.89円 1ロシアルーブル=1.97円

2月の私募債発行企業

当行が受託・引き受けした私募債発行企業の一部をご紹介します。

私募債とは？

お客さまが長期固定金利の資金調達を図るために社債を発行し、その社債を限られた少数の投資家が引き受けるものです。

社債の発行が可能な企業は、一定以上の信用力をを持った企業に限られており、企業規模・財務内容・収益状況についての厳しい基準をクリアする必要があります。よって、社債の発行を通じて財務健全性がアピールでき、対外的な信用力向上につながります。

| | 企業名 | | 本社所在地 | 代表者名 | | 資本金 | |
|---|--|---------------------|-------|--------|----|--------|--|
| | 発行年月日 | 種類 | | 金額 | 年限 | | |
| 1 | 株式会社平岸グランドビル 様 | | 札幌市 | 中目 明德氏 | | 5千万円 | |
| | 平成27年2月10日 | 北洋エコボンド（銀行保証付私募債） | | 5千万円 | 5年 | | |
| | 昭和47年設立の不動産賃貸・管理業者。札幌平岸地区に賃貸ビル・賃貸住宅を8棟所有。どの物件も地下鉄「平岸」駅徒歩圏内で利便性が高く、入居者に好評。豊富な情報と確かな経験を有するスタッフが、オフィス移転の計画から物件の紹介・契約・入居までの手続きを迅速・丁寧にお手伝いします。 | | | | | | |
| 2 | 株式会社ハマヤ薬局 様 | | 札幌市 | 浜谷 尚樹氏 | | 1千万円 | |
| | 平成27年2月18日 | 北洋エコボンド（保証協会保証付私募債） | | 5千万円 | 7年 | | |
| | 昭和40年設立の調剤薬局および医薬品販売業者で、札幌市内で2店舗運営。「病気になりにくい身体作り」の予防カウンセリングを行っており、知識・経験豊富な薬剤師が対面にて、お客様にあったものをお薦めすることをポリシーとしている。平成26年に「さっぽろエコメンバー登録制度」に認証・登録。 | | | | | | |
| 3 | 浅水建設株式会社 様 | | 伊達市 | 浅水 勝男氏 | | 3千万円 | |
| | 平成27年2月18日 | 北洋エコボンド（保証協会保証付私募債） | | 3千万円 | 7年 | | |
| | 昭和41年創業の建設業者。主に胆振管内で、個人住宅を中心に施設建築・店舗開発、不動産管理や宅地開発などを手掛ける。太陽光発電設備搭載の「ゼロエネルギー住宅」を取り扱うなど、環境保全にも積極的に取り組み、平成25年「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録された。 | | | | | | |
| 4 | 株式会社コムズワーク 様 | | 札幌市 | 竹ノ内 久氏 | | 6百万円 | |
| | 平成27年2月20日 | 北洋エコボンド（銀行保証付私募債） | | 3千万円 | 3年 | | |
| | 平成12年設立のコンサルティング会社。地域活性化をフィールドとして課題整理から事業推進にいたるまで事業実施に必要な支援をトータル的に行う。有資格者による専門的な技術・蓄積された多彩なソリューション機能を活用し、官民から多くの受注実績を有する。 | | | | | | |
| 5 | イナホ製菓株式会社 様 | | 小樽市 | 大倉 俊一氏 | | 2千2百万円 | |
| | 平成27年2月24日 | 北洋エコボンド（銀行保証付私募債） | | 3千万円 | 5年 | | |
| | 昭和21年創業。自社工場で和菓子全般を製造し、全国各地へ卸販売を行う。特に、高性能な急速冷凍倉庫・冷凍商品製造ラインを持ち、「おはぎ」をはじめとした冷凍販売に力を入れており、現在では「冷凍和菓子のバイオニア」の地位を確立。平成27年「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録・認証。 | | | | | | |
| 6 | 株式会社敷島屋 様 | | 札幌市 | 中村 達也氏 | | 4千6百万円 | |
| | 平成27年2月25日 | 北洋エコボンド（保証協会保証付私募債） | | 5千万円 | 6年 | | |
| | 昭和23年設立の不動産賃貸業者。札幌のメインストリート「駅前通り」に面した、利便性の高いオフィスビル「敷島ビル」「敷島北一条ビル」を所有。平成23年には札幌駅前通地下歩行空間に市民の憩いの場所として「敷島ガーデン」をオープンし、施設を札幌市に寄贈するなど、地域社会に貢献している。 | | | | | | |
| 7 | 十勝ハンナン株式会社 様 | | 池田町 | 浅田 充隆氏 | | 1億円 | |
| | 平成27年2月25日 | 北洋エコボンド（保証協会保証付私募債） | | 1億円 | 7年 | | |
| | 昭和42年設立の食肉加工・販売業者。ハンナンフーズグループの1社として「お客様にご満足いただける経営」をモットーに、北海道の豊かな大地が育んだ国産牛を、徹底した品質管理体制と熟練の製造技術で、日本全国の食卓にお届けしている。平成27年「北海道グリーン・ビズ認定制度」に登録。 | | | | | | |

主要経済指標 (1)

| 年月 | 鉱工業指数 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|
| | 生産指数 | | | | 出荷指数 | | | | 在庫指数 | | | |
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | |
| | 22年=100 季調値 | 前期比 (%) |
| 22年度 | 99.9 | 3.3 | 99.4 | 8.8 | 99.7 | 2.9 | 99.2 | 8.4 | 96.6 | △ 0.2 | 92.1 | △ 1.9 |
| 23年度 | 101.5 | 1.6 | 98.7 | △ 0.7 | 102.5 | 2.8 | 97.7 | △ 1.5 | 104.6 | 8.3 | 103.2 | 12.1 |
| 24年度 | 99.6 | △ 1.9 | 95.8 | △ 2.9 | 100.3 | △ 2.1 | 95.9 | △ 1.8 | 102.8 | △ 1.7 | 100.1 | △ 3.0 |
| 25年度 | 101.3 | 1.7 | 98.9 | 3.2 | 101.5 | 1.2 | 98.7 | 2.9 | 99.9 | △ 2.8 | 98.7 | △ 1.4 |
| 25年10~12月 | 101.9 | 0.8 | 99.6 | 1.8 | 102.5 | 1.3 | 99.1 | 2.6 | 107.5 | 0.9 | 105.5 | △ 1.9 |
| 26年1~3月 | 101.9 | 0.0 | 102.5 | 2.9 | 102.6 | 0.1 | 103.7 | 4.6 | 102.7 | △ 4.5 | 105.7 | 0.2 |
| 4~6月 | 97.0 | △ 4.8 | 98.6 | △ 3.8 | 94.0 | △ 8.4 | 96.7 | △ 6.8 | 102.5 | △ 0.2 | 110.6 | 4.6 |
| 7~9月 | 97.8 | 0.8 | 96.7 | △ 1.9 | 95.7 | 1.8 | 95.9 | △ 0.8 | 103.5 | 1.0 | 111.8 | 1.1 |
| 10~12月 | r 95.2 | △ 2.7 | 98.3 | 1.7 | r 96.2 | 0.5 | 98.0 | 2.2 | r 105.2 | 1.6 | 111.7 | △ 0.1 |
| 26年 1月 | 103.2 | 0.7 | 103.9 | 3.9 | 104.3 | 0.7 | 104.4 | 5.1 | 106.1 | △ 1.3 | 105.1 | △ 0.4 |
| 2月 | 100.3 | △ 2.8 | 101.5 | △ 2.3 | 101.8 | △ 2.4 | 103.4 | △ 1.0 | 106.0 | △ 0.1 | 104.2 | △ 0.9 |
| 3月 | 102.2 | 1.9 | 102.2 | 0.7 | 101.8 | 0.0 | 103.2 | △ 0.2 | 102.7 | △ 3.1 | 105.7 | 1.4 |
| 4月 | 96.1 | △ 6.0 | 99.3 | △ 2.8 | 92.6 | △ 9.0 | 98.0 | △ 5.0 | 103.5 | 0.8 | 105.2 | △ 0.5 |
| 5月 | 98.7 | 2.7 | 100.0 | 0.7 | 96.0 | 3.7 | 97.0 | △ 1.0 | 103.6 | 0.1 | 108.4 | 3.0 |
| 6月 | 96.2 | △ 2.5 | 96.6 | △ 3.4 | 93.3 | △ 2.8 | 95.2 | △ 1.9 | 102.5 | △ 1.1 | 110.6 | 2.0 |
| 7月 | 98.4 | 2.3 | 97.0 | 0.4 | 95.9 | 2.8 | 95.9 | 0.7 | 102.6 | 0.1 | 111.6 | 0.9 |
| 8月 | 96.4 | △ 2.0 | 95.2 | △ 1.9 | 93.5 | △ 2.5 | 93.9 | △ 2.1 | 104.7 | 2.0 | 112.6 | 0.9 |
| 9月 | 98.6 | 2.3 | 98.0 | 2.9 | 97.6 | 4.4 | 98.0 | 4.4 | 103.5 | △ 1.1 | 111.8 | △ 0.7 |
| 10月 | 95.4 | △ 3.2 | 98.4 | 0.4 | 97.6 | 0.0 | 98.6 | 0.6 | 102.3 | △ 1.2 | 111.3 | △ 0.4 |
| 11月 | 95.5 | 0.1 | 97.9 | △ 0.5 | 96.3 | △ 1.3 | 97.2 | △ 1.4 | 103.8 | 1.5 | 112.5 | 1.1 |
| 12月 | r 94.8 | △ 0.7 | 98.7 | 0.8 | r 94.8 | △ 1.6 | 98.2 | 1.0 | r 105.2 | 1.3 | 111.7 | △ 0.7 |
| 27年 1月 | p 97.7 | 3.1 | 102.4 | 3.7 | p 99.0 | 4.4 | 103.7 | 5.6 | p 105.1 | △ 0.1 | 111.2 | △ 0.4 |
| 資料 | 経済産業省、北海道経済産業局 | | | | | | | | | | | |

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
 ■ 「P」は速報値、「R」は修正値。

| 年月 | 大型小売店販売額 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|--------|--------------|-----------|--------------|---------|--------------|
| | 大型店計 | | | | 百貨店 | | | | スーパー | | | |
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | |
| | 百万円 | 前年同 月比(%) | 億円 | 前年同 月比(%) | 百万円 | 前年同 月比(%) | 億円 | 前年同 月比(%) | 百万円 | 前年同 月比(%) | 億円 | 前年同 月比(%) |
| 22年度 | 935,299 | △ 2.1 | 195,785 | △ 1.5 | 220,233 | △ 10.5 | 67,267 | △ 4.6 | 715,067 | 1.1 | 128,518 | 0.3 |
| 23年度 | 948,544 | 0.3 | 197,008 | 0.1 | 214,071 | △ 2.8 | 67,231 | △ 0.1 | 734,473 | 1.2 | 129,777 | 0.2 |
| 24年度 | 949,656 | 0.1 | 195,552 | △ 0.7 | 211,547 | △ 1.2 | 66,493 | △ 1.1 | 738,108 | 0.5 | 129,059 | △ 0.6 |
| 25年度 | 977,353 | 2.9 | 201,439 | 2.4 | 218,601 | 3.3 | 68,930 | 3.7 | 758,752 | 2.8 | 132,508 | 1.8 |
| 25年10~12月 | 262,643 | 1.3 | 54,273 | 1.0 | 60,875 | 0.8 | 19,235 | 1.0 | 201,768 | 1.4 | 35,039 | 1.0 |
| 26年1~3月 | 247,899 | 7.6 | 51,375 | 6.9 | 58,021 | 10.7 | 18,200 | 10.5 | 189,878 | 6.7 | 33,175 | 5.0 |
| 4~6月 | 228,592 | △ 2.4 | 46,933 | △ 2.5 | 46,063 | △ 7.8 | 15,138 | △ 5.3 | 182,529 | △ 0.9 | 31,794 | △ 1.1 |
| 7~9月 | 236,255 | 1.6 | 48,756 | 1.6 | 49,209 | △ 1.1 | 15,632 | 0.8 | 187,046 | 2.3 | 33,124 | 1.9 |
| 10~12月 | r 265,168 | 1.0 | 54,909 | 1.2 | 60,195 | △ 1.1 | 19,303 | 0.4 | r 204,973 | 1.6 | 35,606 | 1.6 |
| 26年 1月 | 80,970 | 1.9 | 17,119 | 0.7 | 18,835 | 1.6 | 6,051 | 2.4 | 62,135 | 2.0 | 11,068 | △ 0.2 |
| 2月 | 72,240 | 4.2 | 14,692 | 2.4 | 15,677 | 5.2 | 4,787 | 2.5 | 56,564 | 4.0 | 9,905 | 2.3 |
| 3月 | 94,688 | 16.0 | 19,565 | 17.0 | 23,508 | 23.9 | 7,362 | 25.0 | 71,180 | 13.6 | 12,202 | 12.6 |
| 4月 | 72,894 | △ 5.7 | 14,681 | △ 6.0 | 14,058 | △ 14.0 | 4,615 | △ 10.5 | 58,836 | △ 3.5 | 10,067 | △ 3.9 |
| 5月 | 77,356 | △ 0.4 | 15,932 | △ 0.5 | 15,562 | △ 4.9 | 5,120 | △ 2.5 | 61,794 | 0.8 | 10,812 | 0.5 |
| 6月 | 78,342 | △ 1.1 | 16,319 | △ 1.2 | 16,444 | △ 4.5 | 5,404 | △ 3.3 | 61,899 | △ 0.1 | 10,916 | △ 0.1 |
| 7月 | 80,789 | 1.1 | 17,177 | 0.3 | 17,645 | △ 1.5 | 6,007 | △ 0.6 | 63,144 | 1.8 | 11,170 | 0.8 |
| 8月 | 80,881 | 2.5 | 16,266 | 2.8 | 15,763 | 0.5 | 4,739 | 1.9 | 65,118 | 3.0 | 11,527 | 3.2 |
| 9月 | 74,585 | 1.1 | 15,313 | 1.7 | 15,801 | △ 2.3 | 4,886 | 1.6 | 58,784 | 2.1 | 10,427 | 1.7 |
| 10月 | 78,533 | 0.8 | 16,065 | 1.0 | 17,356 | △ 1.1 | 5,293 | △ 0.2 | 61,178 | 1.4 | 10,772 | 1.5 |
| 11月 | 82,129 | 3.2 | 17,286 | 1.9 | 18,517 | 0.9 | 6,173 | 1.1 | 63,612 | 3.9 | 11,114 | 2.4 |
| 12月 | r 104,506 | △ 0.6 | 21,558 | 0.7 | 24,322 | △ 2.6 | 7,838 | 0.2 | r 80,184 | △ 0.0 | 13,720 | 1.1 |
| 27年 1月 | 80,853 | △ 0.1 | 17,215 | 0.6 | 18,548 | △ 1.5 | 5,995 | △ 0.9 | 62,305 | 0.3 | 11,220 | 1.4 |
| 資料 | 経済産業省、北海道経済産業局 | | | | | | | | | | | |

■ 大型小売店販売額の前年同月比は全店ベースによる。
 ■ 「P」は速報値、「R」は修正値。

| 年月 | 専門量販店販売額 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|
| | 家電大型専門店 | | | | ドラッグストア | | | | ホームセンター | | | |
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | |
| | 百万円 | 前年同月比(%) | 億円 | 前年同月比(%) | 百万円 | 前年同月比(%) | 億円 | 前年同月比(%) | 百万円 | 前年同月比(%) | 億円 | 前年同月比(%) |
| 22年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 23年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 24年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25年度 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 25年10～12月 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26年1～3月 | r 48,147 | — | r 14,273 | — | r 51,459 | — | r 12,183 | — | r 28,074 | — | r 8,148 | — |
| 4～6月 | 27,261 | — | 9,238 | — | 51,223 | — | 11,351 | — | 35,277 | — | 8,385 | — |
| 7～9月 | 31,841 | — | 10,636 | — | 54,088 | — | 12,138 | — | 31,807 | — | 8,057 | — |
| 10～12月 | 35,954 | — | 11,183 | — | 53,000 | — | 12,315 | — | 36,552 | — | 8,868 | — |
| 26年 1月 | r 13,563 | — | r 4,098 | — | r 17,376 | — | 3,770 | — | r 8,740 | — | r 2,474 | — |
| 2月 | 11,441 | — | 3,571 | — | 16,552 | — | 3,605 | — | r 7,291 | — | r 2,253 | — |
| 3月 | 23,143 | — | 6,604 | — | 17,531 | — | 4,809 | — | r 12,043 | — | r 3,421 | — |
| 4月 | 8,720 | — | 2,869 | — | 18,683 | — | 3,544 | — | r 10,747 | — | r 2,697 | — |
| 5月 | 8,758 | — | 2,959 | — | 15,204 | — | 3,828 | — | r 13,005 | — | r 2,955 | — |
| 6月 | 9,783 | — | 3,410 | — | 17,336 | — | 3,979 | — | — | — | — | — |
| 7月 | 10,241 | — | 3,946 | — | 18,184 | — | 4,169 | — | — | — | — | — |
| 8月 | 11,288 | — | 3,563 | — | 18,394 | — | 4,080 | — | — | — | — | — |
| 9月 | 10,312 | — | 3,128 | — | 17,510 | — | 3,889 | — | — | — | — | — |
| 10月 | 10,067 | — | 2,990 | — | 17,281 | — | 3,924 | — | — | — | — | — |
| 11月 | 11,609 | — | 3,487 | — | r 17,370 | — | r 3,910 | — | — | — | — | — |
| 12月 | 14,278 | — | 4,706 | — | 18,349 | — | 4,481 | — | — | — | — | — |
| 27年 1月 | 11,876 | △12.4 | 3,622 | △11.6 | 18,956 | 9.1 | 3,885 | 3.1 | 8,322 | △4.8 | 2,323 | △6.1 |
| 資料 | 経済産業省、北海道経済産業局 | | | | | | | | | | | |

■専門量販店販売額は平成26年1月から調査を実施
 ■「p」は速報値、「r」は修正値。

| 年月 | コンビニエンスストア販売額 | | | | 消費支出 (二人以上の世帯) | | | | 来道客数 | | 外国人入国者数 | |
|-----------|----------------|----------|---------|----------|----------------|----------|---------|----------|-----------|----------|---------|----------|
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 北海道 | |
| | 百万円 | 前年同月比(%) | 億円 | 前年同月比(%) | 円 | 前年同月比(%) | 円 | 前年同月比(%) | 千人 | 前年同月比(%) | 千人 | 前年同月比(%) |
| 22年度 | 447,951 | 4.0 | 82,657 | 4.1 | 269,238 | 3.3 | 287,645 | △ 1.5 | 11,219 | △ 3.2 | 444 | 12.1 |
| 23年度 | 477,426 | 6.2 | 89,758 | 7.6 | 255,706 | △ 5.0 | 284,044 | △ 1.3 | 10,791 | △ 3.8 | 351 | △21.0 |
| 24年度 | 498,629 | 3.2 | 95,423 | 3.3 | 276,381 | 8.1 | 287,701 | 1.3 | 11,722 | 8.6 | 483 | 37.6 |
| 25年度 | 511,472 | 2.6 | 100,178 | 5.0 | 259,005 | △ 6.3 | 293,448 | 2.0 | 12,268 | 4.7 | 682 | 41.3 |
| 25年10～12月 | 129,808 | 2.1 | 25,387 | 5.1 | 282,061 | △ 6.4 | 301,552 | 2.4 | 2,945 | 4.1 | 164 | 47.3 |
| 26年1～3月 | 120,189 | 3.6 | 24,137 | 6.4 | 263,530 | △ 2.6 | 303,041 | 4.1 | 2,648 | 5.3 | 196 | 34.8 |
| 4～6月 | 127,973 | 2.8 | 25,574 | 5.2 | 275,648 | 11.2 | 282,114 | △ 1.1 | 2,830 | △ 0.8 | 159 | 24.6 |
| 7～9月 | 142,281 | 3.9 | 27,709 | 5.2 | 248,846 | 2.6 | 279,214 | △ 1.6 | 3,792 | △ 0.8 | 248 | 27.2 |
| 10～12月 | 134,320 | 3.5 | 26,812 | 5.6 | 259,171 | △ 8.1 | 300,404 | △ 0.4 | 2,966 | 0.7 | 235 | 43.9 |
| 26年 1月 | 40,153 | 2.4 | 7,946 | 5.4 | 248,664 | △14.5 | 297,070 | 2.8 | 845 | 8.6 | 71 | 50.7 |
| 2月 | 37,357 | 2.9 | 7,468 | 6.2 | 231,613 | △ 7.6 | 266,610 | △ 0.6 | 827 | 0.4 | 75 | 29.2 |
| 3月 | 42,679 | 5.4 | 8,723 | 7.6 | 310,314 | 14.8 | 345,443 | 9.3 | 976 | 6.8 | 50 | 24.4 |
| 4月 | 39,584 | 1.0 | 8,113 | 4.2 | 302,957 | 11.4 | 302,141 | △ 0.7 | 786 | 0.2 | 44 | 40.1 |
| 5月 | 43,959 | 4.7 | 8,779 | 6.4 | 262,084 | 8.0 | 271,411 | △ 3.9 | 991 | 0.1 | 57 | 34.9 |
| 6月 | 44,430 | 2.5 | 8,682 | 4.9 | 261,904 | 14.1 | 272,791 | 1.3 | 1,053 | △ 2.3 | 57 | 7.2 |
| 7月 | 48,836 | 4.0 | 9,523 | 5.7 | 263,674 | 10.7 | 280,293 | △ 2.0 | 1,180 | △ 0.2 | 103 | 30.6 |
| 8月 | 48,832 | 3.4 | 9,444 | 4.4 | 256,442 | 2.2 | 282,124 | △ 0.9 | 1,396 | △ 1.9 | 86 | 25.8 |
| 9月 | 44,613 | 4.3 | 8,742 | 5.6 | 226,423 | △ 5.0 | 275,226 | △ 1.9 | 1,216 | △ 0.1 | 60 | 23.8 |
| 10月 | 44,732 | 3.8 | 8,935 | 6.0 | 261,247 | △ 3.4 | 288,579 | △ 0.7 | 1,111 | △ 0.1 | 74 | 34.9 |
| 11月 | 42,977 | 2.7 | 8,628 | 5.2 | 229,572 | △ 8.1 | 280,271 | 0.3 | 927 | 2.2 | 63 | 49.8 |
| 12月 | 46,611 | 3.9 | 9,249 | 5.6 | 286,694 | △12.0 | 332,363 | △ 0.6 | 928 | 0.2 | 99 | 47.5 |
| 27年 1月 | 41,895 | 4.3 | 8,437 | 6.2 | 248,947 | 0.1 | 289,847 | △ 2.4 | 848 | 0.4 | p 95 | 33.5 |
| 資料 | 経済産業省、北海道経済産業局 | | | | 総務省、北海道 | | | | 北海道観光振興機構 | | 法務省 | |

■コンビニエンスストア販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度および四半期の数値は月平均値。 ■「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標 (3)

| 年月 | 乗用車新車登録台数 | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|-----------|----------|
| | 北海道 | | | | | | | | 全国 | |
| | 合計 | | 普通車 | | 小型車 | | 軽乗用車 | | 普・小・軽・計 | |
| | 台 | 前年同月比(%) | 台 | 前年同月比(%) | 台 | 前年同月比(%) | 台 | 前年同月比(%) | 台 | 前年同月比(%) |
| 22年度 | 152,734 | △ 4.6 | 46,592 | △ 5.1 | 62,462 | △ 5.7 | 43,680 | △ 2.5 | 3,788,315 | △ 9.3 |
| 23年度 | 157,858 | 3.4 | 47,806 | 2.6 | 63,715 | 2.0 | 46,337 | 6.1 | 4,009,988 | 5.9 |
| 24年度 | 176,847 | 12.0 | 49,142 | 2.8 | 68,527 | 7.6 | 59,178 | 27.7 | 4,439,092 | 10.7 |
| 25年度 | 198,981 | 12.5 | 55,541 | 13.0 | 69,615 | 1.6 | 73,825 | 24.8 | 4,836,746 | 9.0 |
| 25年10～12月 | 41,433 | 20.5 | 11,827 | 28.1 | 13,697 | 0.1 | 15,909 | 38.7 | 1,092,306 | 20.3 |
| 26年1～3月 | 61,464 | 23.4 | 18,264 | 26.7 | 20,263 | 11.2 | 22,937 | 33.7 | 1,590,110 | 20.9 |
| 4～6月 | 43,855 | △ 5.6 | 11,384 | △ 7.3 | 16,103 | △ 8.3 | 16,368 | △ 1.4 | 976,437 | △ 1.9 |
| 7～9月 | 46,572 | △ 6.2 | 13,759 | 4.5 | 15,947 | △11.9 | 16,866 | △ 8.2 | 1,104,524 | △ 4.7 |
| 10～12月 | 38,289 | △ 7.6 | 10,425 | △11.9 | 12,322 | △10.0 | 15,542 | △ 2.3 | 1,028,519 | △ 5.8 |
| 26年 1月 | 15,412 | 38.1 | 4,617 | 50.5 | 4,836 | 24.4 | 5,959 | 41.7 | 433,616 | 30.6 |
| 2月 | 17,924 | 28.8 | 5,169 | 31.3 | 5,711 | 16.4 | 7,044 | 39.0 | 490,509 | 18.8 |
| 3月 | 28,128 | 13.8 | 8,478 | 14.4 | 9,716 | 3.1 | 9,934 | 26.0 | 665,985 | 16.7 |
| 4月 | 13,370 | △ 9.4 | 3,355 | △13.3 | 5,053 | △14.5 | 4,962 | △ 0.4 | 292,825 | △ 5.1 |
| 5月 | 13,482 | △ 2.8 | 3,514 | △ 6.9 | 4,482 | △ 9.6 | 5,486 | 6.6 | 304,370 | △ 1.3 |
| 6月 | 17,003 | △ 4.5 | 4,515 | △ 2.7 | 6,568 | △ 1.8 | 5,920 | △ 8.6 | 379,242 | 0.1 |
| 7月 | 18,002 | △ 4.6 | 5,014 | 2.2 | 7,074 | △ 4.4 | 5,914 | △ 9.8 | 391,376 | △ 2.6 |
| 8月 | 11,737 | △ 8.3 | 3,450 | △ 0.3 | 4,022 | △13.0 | 4,265 | △ 9.6 | 281,325 | △ 9.5 |
| 9月 | 16,833 | △ 6.4 | 5,295 | 10.3 | 4,851 | △20.2 | 6,687 | △ 5.8 | 431,823 | △ 3.2 |
| 10月 | 13,062 | △ 7.1 | 3,664 | △ 5.2 | 4,499 | △13.5 | 4,899 | △ 1.9 | 328,329 | △ 7.4 |
| 11月 | 12,822 | △13.7 | 3,562 | △16.3 | 4,148 | △14.2 | 5,112 | △11.4 | 339,843 | △10.2 |
| 12月 | 12,405 | △ 0.9 | 3,199 | △13.8 | 3,675 | 0.4 | 5,531 | 7.5 | 360,347 | 0.3 |
| 27年 1月 | 11,269 | △26.9 | 3,016 | △34.7 | 3,897 | △19.4 | 4,356 | △26.9 | 344,040 | △20.7 |
| 資料 | (社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会 | | | | | | | | | |

| 年月 | 新設住宅着工戸数 | | | | 民間非居住用建築物着工床面積 | | | | 機械受注実績 | |
|-----------|----------|----------|-------|----------|----------------|----------|--------|----------|--------|----------|
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | 全国 | |
| | 戸 | 前年同月比(%) | 百戸 | 前年同月比(%) | 千㎡ | 前年同月比(%) | 千㎡ | 前年同月比(%) | 億円 | 前年同月比(%) |
| 22年度 | 29,922 | 8.4 | 8,190 | 5.6 | 1,525 | 1.8 | 37,403 | 7.3 | 84,480 | 9.1 |
| 23年度 | 31,573 | 5.5 | 8,412 | 2.7 | 1,539 | 0.9 | 40,502 | 8.3 | 89,742 | 6.2 |
| 24年度 | 35,523 | 12.5 | 8,930 | 6.2 | 1,647 | 7.0 | 44,559 | 10.0 | 87,026 | △ 3.0 |
| 25年度 | 34,967 | △ 1.6 | 9,873 | 10.6 | 1,910 | 16.0 | 47,679 | 7.0 | 97,030 | 11.5 |
| 25年10～12月 | 9,685 | △ 9.6 | 2,713 | 12.9 | 371 | 17.0 | 11,800 | 5.0 | 23,006 | 13.3 |
| 26年1～3月 | 5,009 | △ 7.9 | 2,169 | 3.4 | 384 | 75.9 | 11,198 | △ 1.9 | 27,001 | 16.4 |
| 4～6月 | 8,915 | △ 8.9 | 2,188 | △ 9.3 | 630 | 2.6 | 11,703 | △ 5.3 | 22,751 | △ 0.4 |
| 7～9月 | 8,831 | △15.8 | 2,225 | △13.6 | 494 | △ 8.9 | 11,356 | △ 7.8 | 24,751 | 2.4 |
| 10～12月 | 9,618 | △ 0.7 | 2,340 | △13.8 | 307 | △17.4 | 11,443 | △ 3.0 | 22,419 | △ 2.6 |
| 26年 1月 | 1,266 | △10.0 | 778 | 12.3 | 38 | △43.7 | 3,870 | 13.0 | 6,603 | 23.6 |
| 2月 | 1,322 | △11.6 | 697 | 1.0 | 162 | 328.8 | 3,579 | △ 8.6 | 7,004 | 10.8 |
| 3月 | 2,421 | △ 4.5 | 694 | △ 2.9 | 184 | 63.7 | 3,749 | △ 8.0 | 13,393 | 16.1 |
| 4月 | 3,236 | △ 3.3 | 753 | △ 3.3 | 228 | 25.8 | 3,980 | △ 7.1 | 8,171 | 17.6 |
| 5月 | 2,559 | △11.1 | 678 | △15.0 | 181 | △22.8 | 3,543 | △11.8 | 6,414 | △14.3 |
| 6月 | 3,120 | △12.5 | 758 | △ 9.5 | 221 | 11.6 | 4,180 | 3.0 | 8,166 | △ 3.0 |
| 7月 | 2,953 | △ 4.7 | 729 | △14.1 | 173 | △20.9 | 3,799 | △ 6.1 | 7,216 | 1.1 |
| 8月 | 2,822 | △19.0 | 738 | △12.5 | 160 | △ 9.7 | 3,892 | △ 0.5 | 6,824 | △ 3.3 |
| 9月 | 3,056 | △21.6 | 759 | △14.3 | 160 | 10.2 | 3,666 | △16.0 | 10,710 | 7.3 |
| 10月 | 3,419 | △ 5.3 | 792 | △12.3 | 116 | △11.3 | 4,668 | 15.3 | 6,981 | △ 4.9 |
| 11月 | 3,465 | 37.5 | 784 | △14.3 | 92 | △32.2 | 3,524 | △ 7.6 | 6,603 | △14.6 |
| 12月 | 2,734 | △23.1 | 764 | △14.7 | 99 | △ 6.1 | 3,251 | △17.5 | 8,834 | 11.4 |
| 27年 1月 | 1,013 | △20.0 | 677 | △13.0 | 62 | 60.8 | 3,474 | △10.2 | 6,729 | 1.9 |
| 資料 | 国土交通省 | | | | 国土交通省 | | | | 内閣府 | |

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

主要経済指標 (4)

| 年月 | 公共工事請負金額 | | | | 有効求人倍率 (常用) | | 新規求人数 (常用) | | | | 完全失業率 | |
|-----------|-------------------|--------------|---------|--------------|-----------------|------|-----------------|--------------|---------|--------------|----------|-----|
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | 全国 | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | 全国 |
| | 百万円 | 前年同 月比(%) | 億円 | 前年同 月比(%) | 倍 原数値 | | 人 | 前年同 月比(%) | 人 | 前年同 月比(%) | % 原数値 | |
| 22年度 | 819,440 | △12.6 | 112,827 | △ 8.8 | 0.41 | 0.51 | 20,553 | 10.7 | 532,845 | 14.5 | 5.2 | 5.0 |
| 23年度 | 749,583 | △ 8.5 | 112,249 | △ 0.5 | 0.46 | 0.62 | 22,751 | 10.7 | 602,736 | 13.1 | 5.2 | 4.5 |
| 24年度 | 776,431 | 3.6 | 123,820 | 10.3 | 0.57 | 0.74 | 24,943 | 9.6 | 662,728 | 10.0 | 5.1 | 4.3 |
| 25年度 | 947,780 | 22.1 | 145,711 | 17.7 | 0.74 | 0.87 | 28,464 | 14.1 | 710,146 | 7.2 | 4.5 | 3.9 |
| 25年10～12月 | 124,253 | 13.2 | 32,481 | 5.0 | 0.80 | 0.94 | 26,362 | 14.9 | 687,085 | 8.8 | 4.4 | 3.7 |
| 26年1～3月 | 121,550 | 19.4 | 29,303 | 16.8 | 0.81 | 1.00 | 30,589 | 11.6 | 768,529 | 7.0 | 4.6 | 3.7 |
| 4～6月 | 422,004 | 20.5 | 46,563 | 14.4 | 0.77 | 0.89 | 29,991 | 7.6 | 723,974 | 7.2 | 4.1 | 3.7 |
| 7～9月 | 265,968 | △24.4 | 41,532 | △ 3.9 | 0.85 | 0.97 | 30,076 | 3.6 | 737,593 | 3.9 | 3.4 | 3.6 |
| 10～12月 | 101,043 | △18.7 | 30,542 | △ 6.0 | 0.91 | 1.05 | 27,316 | 3.6 | 697,482 | 1.5 | 4.4 | 3.3 |
| 26年 1月 | 10,233 | △19.3 | 7,776 | 28.8 | 0.79 | 0.99 | 30,246 | 16.7 | 807,311 | 11.4 | ↑ | 3.7 |
| 2月 | 13,158 | △25.9 | 6,959 | 3.7 | 0.82 | 1.01 | 29,910 | 9.0 | 761,788 | 5.4 | 4.6 | 3.6 |
| 3月 | 98,159 | 37.5 | 14,568 | 18.1 | 0.82 | 0.99 | 31,612 | 9.5 | 736,488 | 4.2 | ↓ | 3.8 |
| 4月 | 161,543 | 50.5 | 17,583 | 10.0 | 0.76 | 0.90 | 32,090 | 9.3 | 763,304 | 9.3 | ↑ | 3.9 |
| 5月 | 125,196 | 7.9 | 13,126 | 21.1 | 0.76 | 0.88 | 28,916 | 8.2 | 704,978 | 3.7 | 4.1 | 3.6 |
| 6月 | 135,265 | 6.6 | 15,855 | 14.3 | 0.79 | 0.90 | 28,966 | 5.4 | 703,641 | 8.6 | ↓ | 3.7 |
| 7月 | 123,430 | △23.0 | 16,273 | 3.5 | 0.83 | 0.95 | 31,281 | 2.2 | 765,403 | 4.8 | ↑ | 3.8 |
| 8月 | 74,854 | △27.8 | 11,276 | △ 8.1 | 0.85 | 0.97 | 28,214 | 2.2 | 692,285 | △ 0.1 | 3.4 | 3.5 |
| 9月 | 67,684 | △23.1 | 13,984 | △ 8.2 | 0.88 | 1.00 | 30,734 | 6.3 | 755,090 | 7.0 | ↓ | 3.5 |
| 10月 | 52,638 | △21.0 | 13,161 | △ 7.4 | 0.90 | 1.02 | 32,203 | 1.6 | 800,574 | 1.8 | ↑ | 3.5 |
| 11月 | 25,062 | △29.6 | 8,437 | △10.4 | 0.91 | 1.04 | 25,888 | 1.1 | 657,656 | △ 3.3 | 4.4 | 3.3 |
| 12月 | 23,343 | 5.8 | 8,944 | 1.0 | 0.92 | 1.09 | 23,857 | 9.5 | 634,216 | 6.7 | ↓ | 3.2 |
| 27年 1月 | 12,091 | 18.2 | 6,708 | △13.7 | 0.90 | 1.10 | 31,964 | 5.7 | 835,078 | 3.4 | — | 3.5 |
| 資料 | 北海道建設業信用保証(株)ほか2社 | | | | 厚生労働省 北海道労働局 | | 厚生労働省 北海道労働局 | | | | 総務省 | |

■年度および四半期 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。■年度の数値は四半期の平均値。
の数値は月平均値。

| 年月 | 消費者物価指数 (生鮮食品除く総合) | | | | 企業倒産件数 (負債総額1,000万円以上) | | | | 円相場 (東京市場) | 日経平均 株価 |
|-----------|--------------------|--------------|---------|--------------|---------------------------|--------------|--------|--------------|---------------|------------|
| | 北海道 | | 全国 | | 北海道 | | 全国 | | | |
| | 22年=100 | 前年同 月比(%) | 22年=100 | 前年同 月比(%) | 件 | 前年同 月比(%) | 件 | 前年同 月比(%) | 円/ドル | 円 月(期)末 |
| 22年度 | 99.9 | △ 0.1 | 99.8 | △ 0.8 | 456 | △ 6.7 | 13,065 | △11.3 | 85.69 | 9,755 |
| 23年度 | 100.3 | 0.4 | 99.8 | 0.0 | 464 | 1.8 | 12,707 | △ 2.7 | 79.05 | 10,084 |
| 24年度 | 100.3 | 0.0 | 99.6 | △ 0.2 | 432 | △ 6.9 | 11,719 | △ 7.8 | 83.08 | 12,398 |
| 25年度 | 101.5 | 1.2 | 100.4 | 0.8 | 333 | △22.9 | 10,536 | △10.1 | 100.23 | 14,828 |
| 25年10～12月 | 102.0 | 1.8 | 100.7 | 1.1 | 69 | △23.3 | 2,571 | △11.0 | 100.45 | 16,291 |
| 26年1～3月 | 101.8 | 1.5 | 100.6 | 1.3 | 92 | △16.4 | 2,460 | △11.5 | 102.78 | 14,828 |
| 4～6月 | 104.7 | 3.9 | 103.3 | 3.3 | 77 | △19.8 | 2,613 | △ 8.0 | 102.14 | 15,162 |
| 7～9月 | 104.9 | 3.5 | 103.5 | 3.2 | 73 | △ 3.9 | 2,436 | △ 8.6 | 103.92 | 16,174 |
| 10～12月 | 104.9 | 2.8 | 103.4 | 2.7 | 59 | △14.5 | 2,222 | △13.6 | 114.56 | 17,451 |
| 26年 1月 | 101.7 | 1.8 | 100.4 | 1.3 | 32 | 14.3 | 864 | △ 7.4 | 103.94 | 14,915 |
| 2月 | 101.6 | 1.2 | 100.5 | 1.3 | 20 | △48.7 | 782 | △14.6 | 102.13 | 14,841 |
| 3月 | 102.1 | 1.5 | 100.8 | 1.3 | 40 | △ 7.0 | 814 | △12.3 | 102.27 | 14,828 |
| 4月 | 104.4 | 3.7 | 103.0 | 3.2 | 32 | 3.2 | 914 | 1.6 | 102.56 | 14,304 |
| 5月 | 104.8 | 4.1 | 103.4 | 3.4 | 19 | △38.7 | 834 | △20.1 | 101.79 | 14,632 |
| 6月 | 104.9 | 3.8 | 103.4 | 3.3 | 26 | △23.5 | 865 | △ 3.5 | 102.05 | 15,162 |
| 7月 | 104.8 | 3.7 | 103.5 | 3.3 | 24 | △11.1 | 882 | △13.9 | 101.72 | 15,621 |
| 8月 | 104.9 | 3.6 | 103.5 | 3.1 | 28 | 3.7 | 727 | △11.2 | 102.96 | 15,425 |
| 9月 | 105.0 | 3.1 | 103.5 | 3.0 | 21 | △ 4.5 | 827 | 0.8 | 107.09 | 16,174 |
| 10月 | 105.0 | 3.0 | 103.6 | 2.9 | 22 | △15.4 | 800 | △16.5 | 108.06 | 16,414 |
| 11月 | 104.8 | 2.8 | 103.4 | 2.7 | 14 | △44.0 | 736 | △14.6 | 116.22 | 17,460 |
| 12月 | 104.8 | 2.7 | 103.2 | 2.5 | 23 | 27.8 | 686 | △ 8.5 | 119.40 | 17,451 |
| 27年 1月 | 103.7 | 1.9 | 102.6 | 2.2 | 23 | △28.1 | 721 | △16.5 | 118.24 | 17,674 |
| 資料 | 総務省 | | | | (株)東京商工リサーチ | | | | 日本銀行 | 日本経済新聞社 |

■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。



調査レポート 2015.4月号 (No.225)
平成27年 (2015年) 3月発行
発行 株式会社 北洋銀行
企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部
電話 (011)231-8681

<本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。>



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。